

糸魚川市ガス事業譲渡仮契約書（案）

糸魚川市（以下「譲渡者」という。）と株式会社●●●●（以下「譲受者」という。）は、第2条に定義する本ガス事業を譲受者に譲渡すること（以下「本事業譲渡」という。）に関し、次のとおり事業譲渡仮契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 譲渡者及び譲受者は、信義誠実の原則に基づいてこの契約を履行し、本事業譲渡が円滑に実現できるように努める。

（事業譲渡）

第2条 譲渡者は、この契約の定めるところに従い、譲渡者が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第7号に定める事業で譲渡者が経営する事業であって、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売り事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業をいい、以下「本ガス事業」という。）を、譲受者に譲渡し、譲受者はこれを譲り受ける。

（譲渡日）

第3条 本事業譲渡を実行する日（以下「譲渡日」という。）は、令和9年4月1日（又は第20条第4項の協議により合意した変更後の日）とする。

（譲渡対象資産）

第4条 この契約に基づき譲渡者が譲受者に譲渡する資産（以下「譲渡対象資産」という。）は、譲渡日の前日において譲渡者が所有し、本ガス事業を構成する固定資産及び流動資産の一部とし、次の各号に定めるものを含むが、これに限らない。

- (1) 土地（供給所敷地、各地区整圧器室敷地）
 - (2) 建物（供給所建物、各地区整圧器室建物）
 - (3) 構築物
 - (4) 機械装置
 - (5) 導管
 - (6) ガスメーター
 - (7) 工具器具及び備品
 - (8) 本ガス事業に使用する電子方式での帳簿等のデータ一式
 - (9) その他、本ガス事業の用に供する資産（本ガス事業に関する契約を含む。）
- 2 譲渡者及び譲受者は、この契約の別段の定めにかかわらず、譲渡日の前日時点の譲渡者の財務諸表に示す現金及び預金並びに別紙「譲渡対象外資産リスト」に掲げる各資産は譲渡対象資産に含まないことを確認する。
- 3 第1項第8号に規定する、本ガス事業に使用する電子方式での帳簿等のデータについては、譲渡者及び譲受者は、当該データを譲受者に対して承継するか否か及び承継する場合の承継方法等について誠実に協議する。
- 4 第1項第9号に規定する、本ガス事業に関する契約については、譲渡者及び譲受者は、譲渡日までの間、この契約締結時点で譲渡者が当事者となっている本ガス事業に関する契約のうち第12条第6号に定めるガス供給契約以外の契約に関し、当該契約を譲受者に対して承継するか否か及び承継する場合の承継方法等について誠実に協議する。
- 5 譲渡者は、譲渡日において、譲渡日の前日時点の譲渡対象資産内訳書を譲受者に交付する。ただし、譲渡日までに譲渡対象資産内訳書に記載することができない譲渡

(関係書類等の承継等)

- 第10条 本事業譲渡に伴い、譲渡者は、譲受者に対し、譲渡者が譲渡日の前日において所有し、本ガス事業の用に供している帳簿、図画、電子データ等（以下「関係書類等」という。）を譲渡日に引き渡す。なお、譲渡者が必要と認める場合には、譲渡者は、譲受者に対し、関係書類等の全部又は一部を譲渡日前に引き渡すことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、譲渡者は、関係書類等中に譲受者に承継しないことが適当と認めるものがある場合は、譲受者と協議の上、当該関係書類等を譲受者に承継しないことができる。
 - 3 関係書類等に含まれる個人に関する情報について、譲渡者及び譲受者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、糸魚川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年糸魚川市条例第23号）その他の関係法令の規定に基づいて適切に管理する。

(収入及び費用の帰属)

- 第11条 この契約で別途定める場合を除き、本ガス事業に関する収入及び費用は、譲渡日前日までに発生したものは譲渡者に帰属し、譲渡日以降に発生したものは譲受者に帰属する。譲渡対象資産に関する公租公課についても譲渡日を基準として同様に帰属するものとする。譲渡者及び譲受者は、当該収入及び費用の具体的な精算方法について、別途協議の上定める。

(譲渡者の譲渡日前の誓約事項)

- 第12条 譲渡者は、この契約締結日から譲渡日まで、次の各号に定める事項を行うことを誓約する。
- (1) 本事業譲渡が譲渡日において円滑に実施され、譲受者が譲渡日から本ガス事業を円滑に運営することができるよう、譲受者の要請に応じて、適用法令の許容する範囲内で、合理的に必要な情報を譲受者に提供し、かつ本ガス事業に関する施設及び設備への譲受者のアクセスを合理的な範囲で認め、その他合理的な範囲でその準備作業に協力すること。
 - (2) 本ガス事業を善良なる管理者の注意義務をもって経営すること。
 - (3) ガス事業法（昭和29年法律第41号）第42条第1項に基づく経済産業大臣に対する事業譲渡の認可申請を譲受者が行うにあたり、譲受者に対して必要な協力をする事。
 - (4) 譲渡日以降譲受者が本ガス事業を円滑に運営できるよう、ガス事業法に基づき必要となる申請及び届出等を譲受者と協力して行うこと。
 - (5) 第4条第4項に基づき承継することが譲渡者譲受者間で合意され、同条第5項に定める譲渡対象資産内訳書に記載される契約のうち、契約上の権利義務の譲渡について同意を要する契約につき、当該各契約の相手方当事者から、本事業譲渡により当該各契約が譲受者に承継されることについて譲渡日までに同意書を取得すること。ただし、同意書の取得が困難と認められるものとして、譲渡者が譲渡日の30日前までに譲受者に通知した契約の相手方当事者の同意書についてはこの限りではない。この場合、譲渡者と譲受者が協議のうえ、その取り扱いを定めるものとする。
 - (6) 譲渡者と本ガス事業にかかるガス使用者（以下「ガス使用者」という。）との間のガス供給にかかる契約（以下「ガス供給契約」という。）について、譲受者が当該契約を承継することにつき、必要な手続の履践に努めること。
 - (7) 本事業譲渡を実施するため、糸魚川市議会の議決を得るため必要な手続を遺漏なく行うこと。

(譲渡者の譲渡日以降の誓約事項)

第13条 譲渡者は、譲渡日以降、前条第6号に定める必要な手続が完了するまで、その手続の履践に努めることを誓約する。ただし、譲渡日から3年を経過した後は、この限りではない。

(譲受者の譲渡日前の誓約事項)

第14条 譲受者は、この契約締結日から譲渡日までの間、次の各号に定める事項を行うことを誓約する。

- (1) 本事業譲渡が譲渡日において円滑に実施され、譲渡日から本ガス事業を円滑に運営するために必要な一切の準備作業を行うこと及び譲渡者が求めた準備行為に最大限協力すること。
- (2) ガス事業法第42条第1項の規定に基づき、本ガス事業の譲受けについて経済産業大臣に対する事業譲渡の認可申請を行うこと。
- (3) 譲渡日以降譲受者が本ガス事業を円滑に運営できるよう、ガス事業法に基づき必要となる一切の申請及び届出等を行うこと。
- (4) 第2号及び前号のほか、譲渡日以降譲受者が本ガス事業を運営するために必要となる許可、認可若しくは承認を取得するのに必要な一切の行為を行うこと又は行政機関等に対する一切の届出を行うこと。
- (5) 譲渡者とガス使用者との間のガス供給契約を譲受者が承継することにつき、ガス使用者の同意の取得又はその他の必要な手続を履践すること。
- (6) 本ガス事業の譲渡先の選定手続において譲渡者が提示した募集要項及びその他の一切の書類(募集要項に関する質問への回答を含む。)に記載された条件(以下「提示条件」という。)、譲受者が本ガス事業の譲渡先の選定手続において譲渡者に提出した事業提案書類、譲渡者からの質問に対する回答(書面によるか口頭によるかを問わない。)及び譲受者がこの契約の締結までに本ガス事業に関して提出した一切の書類(以下「提案書類」という。)の内容(譲渡日までの期間に関するものに限る。)を遵守すること。
- (7) 譲渡者の第4条第5項に規定する譲渡対象資産内訳書の作成を支援すること。

(譲受者の譲渡日以降の誓約事項)

第15条 譲受者は、譲渡日以降、次の各号に定める事項を行うことを誓約する。

- (1) ガス事業法の規定に基づき、譲渡日時点での保安水準を維持又は向上し、安定的にガスを供給すること。
- (2) 譲渡日以降3年間、ガス使用者との間でガス供給契約について、譲渡日前日時点でのガス供給約款(もしくはこれに代わる条例及び規定等)と同程度またはガス利用者にとって不利にならない供給条件でガスを供給すること。
- (3) 原料費調整制度及びガス卸価格の変動による価格変動分を除き、譲渡日以降3年間、ガス料金が譲渡日の前日時点における譲渡者の水準を上回らないようにすること。ただし、大規模災害や感染症のまん延等、譲受者の責によらない事由により料金水準維持が困難な場合は、譲渡者と協議の上、対応方針を決定すること。
- (4) 譲渡日以降10年間は本ガス事業を廃止、又は第三者へ譲渡しないこと。
- (5) 本ガス事業の統括部門を含む事業者の主たる事業所を糸魚川市内に設置し、これを維持すること。
- (6) 以下の事項の実施に努めること。
 - ア 糸魚川市の入札参加資格のあるガス本管工事業者を指定工事業者として認定するとともに、事業譲渡時の糸魚川市ガス供給施設指定工事業者を指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。また、譲受者は、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。
 - イ 保安確保のため、譲渡者が本ガス事業の遂行において行ってきた地元事業者の活

- 用や地元雇用を維持・拡大するよう努めること。
- ウ 譲渡者が検針業務を委託していた検針員が希望するときは、業務委託等の継続について努力すること。
 - エ 譲渡者の職員に譲受者への転籍の希望があるときは、譲受者での雇用について誠意をもって対応すること。
 - カ ガス使用者からの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、利便性を向上させること。
 - キ 本ガス事業の他、譲渡者の水道事業、簡易水道事業及び下水道事業一体でのサービス提供の維持のため、平常時から行政との密接な連携、協力を図ること。譲渡者はこれらの事業に係る工事を一体的に実施してきたことを踏まえ、譲渡者、道路管理者等と情報交換を行う等、一体的な発注の継続に努めること。
- (7) ガス管路施設の適切な更新、維持管理を行うこと。
 - (8) 前条第5号に定める必要な手続が譲渡日までに完了していない場合には、これを完了させること。
 - (9) 第4条第4項に基づく協議により、この契約締結時点で譲渡者が当事者となっている本ガス事業に関する契約（ガス供給契約を除く。）であって譲渡対象資産に含めないこととなった契約のうち、譲渡日以降に譲受者が当該契約に代わる契約を締結することとを決定したものについて、遅滞なく契約を締結すること。
 - (10) 事業譲渡後3年間を目途に、譲渡者に定期的に事業状況の報告を行うこと。
 - (11) 前各号に定めるもののほか、提案書類の内容（譲渡日以降の期間に関するものに限る。）を遵守すること。

（譲渡日における譲渡者及び譲受者の義務履行の前提条件）

第16条 第8条に定める譲受者の義務の履行及び第9条に定める譲渡者の義務の履行は、次の各号に定めることが全て充足されていることを前提条件とする。

- (1) 本ガス事業の譲渡に関する議案が、糸魚川市議会において可決されていること。
- (2) 本ガス事業の譲渡につき、ガス事業法第42条第1項の規定に基づく経済産業大臣の認可が得られていること。
- (3) 第12条第5号に定める事項が完了していること。
- (4) 第14条第3号及び第4号に定める事項を完了し、当該申請等により必要な許認可を取得し、又は当該届出が受理されていること。
- (5) 第22条第2項の保証書が譲受者に提出されていること。
- (6) 前各号のほか、譲渡者及び譲受者においてこの契約上の義務の重要な違反がないこと。

（危険負担）

第17条 この契約締結後、譲渡日までの間に、譲渡対象資産のうち固定資産が譲渡者の責めに帰すべき事由によらずに滅失又は毀損した場合、第7条第1項に定める譲渡価格について譲渡者及び譲受者は協議する。

- 2 前項に定める場合を除き、譲渡者について第12条第2号の違反がない限り、この契約締結後譲渡日までの間に、本ガス事業について経営環境の変動、収入の減少等の事象が発生した場合であっても、第7条第1項に定める譲渡価格は変更されない。
- 3 譲渡日以降の譲渡対象資産についての危険は譲受者が負担するものとする。

（契約不適合責任等）

第18条 譲渡者は、本事業譲渡にあたり、譲渡対象資産について種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものを引き渡した場合において、その不適合を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償、契約の解除等の一切の責任を負わない。

ただし、譲受者が契約不適合、その他譲渡対象資産に関する問題に対応するにあたり、譲渡者に対し必要な協力を求めた場合、譲渡者は合理的な範囲で協力するものとする。

- 2 本ガス事業にかかるガス導管その他の資産が私有地を占有している場合、当該私有地の占有にかかる事項については、あらかじめ譲渡者が土地の賃借権を取得して、譲渡日に譲受者に譲渡するものとし、同資産が譲渡者の行政財産（譲渡対象資産を除く。）を占有している場合、譲渡者は譲受者に対して譲渡日付で当該行政財産の使用許可を行うものとする。ただし、譲渡日後、一方当事者が他方当事者に対して当該私有地の占有権原の取得又は承継に必要な協力を求めた場合、他方当事者は誠実にこれに応じる。

（相互協力）

- 第19条 譲渡者及び譲受者は、本ガス事業にかかるガス使用者の利便増進等公共サービスの確保及び本ガス事業の円滑かつ適正な承継が図れるよう、相互に誠意をもって協力する。

（契約の変更又は解除）

- 第20条 この契約の締結日から譲渡日までの間において、災害その他の事情により、本ガス事業、譲渡対象資産等に著しい変動が生じ、又はそのおそれが生じたことよってこの契約の履行に重大な支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合、譲渡者及び譲受者は、協議の上、この契約の各条項を変更し、又はこの契約を解除することができる。
- 2 譲渡者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) 譲受者が第8条に定める期日までに譲渡価格を支払わないとき。
 - (2) 譲受者がこの契約の条項に違反し、譲渡者が当該違反の是正を求める通知を譲受者に送付してから30日以内に当該違反が是正されないとき。
 - 3 譲受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) 譲渡者が譲渡日において譲渡対象資産の全部の引渡しをせず、譲受者が引渡しを求める通知を譲渡者に送付してから30日以内に当該不履行が是正されないとき。
 - (2) 譲渡者がこの契約の規定に違反し、譲受者が当該違反の是正を求める通知を譲渡者に送付してから30日以内に当該違反が是正されないとき。
 - 4 譲渡日の前日において第16条各号のいずれかが充足されなかった場合、譲渡者及び譲受者は、未充足の前提条件の充足方法及び譲渡日の変更について協議を行う。この場合において、当該協議が、令和●年●月●日までに整わなかった場合、譲渡者又は譲受者は、相手方に通知をしてこの契約を解除することができる。
 - 5 譲渡者及び譲受者は、この契約に基づき本事業譲渡が実行された後は、この契約を解除することはできないものとする。

（費用の負担）

- 第21条 この契約の交渉及び締結に要した費用は、各当事者の負担とする。

（損害賠償）

- 第22条 譲渡者及び譲受者は、この契約の履行に関して、自らの責めに帰すべき事由によって、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責めを負う。
- 2 譲受者は、この契約の締結後直ちに、前項の譲受者の債務について、譲渡者以外の

譲受者の全株主をして、譲受者と連帯して保証する旨の書面を譲渡者に差し入れるものとする。

(秘密保持)

- 第23条 譲渡者及び譲受者は、この契約に関し相手方から秘密として提供された情報（以下「秘密情報」という。）について、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示し、若しくは漏えいし、又はこの契約の履行の目的以外に使用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、譲渡者及び譲受者は、以下の場合に限り、秘密情報を開示することができる。
- (1) 当該情報を知る必要のある自己若しくは相手方の代理人又はコンサルタントに対して、譲渡者又は譲受者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
 - (3) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
 - (4) 法令又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
 - (5) 譲受者の株主に対して、本条と同内容の守秘義務を課したうえで開示する場合
- 3 譲受者は、秘密情報について公的機関より開示を求められた場合は、その事実があった後速やかに譲渡者に連絡する。

(権利義務の譲渡)

第24条 譲渡者及び譲受者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、この契約上のいかなる権利又は義務も、第三者に対して譲渡し、担保設定し、又はその他の処分を行ってはならない。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて譲渡者及び譲受者が協議して定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第26条 この契約は日本国の法令に従い解釈され、この契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

仮契約の証として、本書2通を作成し、譲渡者及び譲受者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

なお、この契約について、糸魚川市議会において本事業譲渡に関する議案が可決されたときは、これを本契約とみなす。

(令和 年 月 日 議決)

令和●年●月●日

譲渡者 ●
糸魚川市長 ●

譲受者 ●
株式会社●●●●●
代表取締役社長 ●

譲渡対象外資産リスト

事業区分名称	資産番号	資産名称	勘定科目		設置場所	
			コード	名称	コード	名称
ガス水道局	000001362111001-00	電話加入権(非償却)	51020101	電話加入権	0001	ガス水道局
ガス水道局	000001531221002-00	ガス水道局庁舎	51010202	業務設備)建物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000001531221003-00	ガス水道局庁舎設備	51010202	業務設備)建物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000001531221004-00	ガス水道局自転車車庫	51010202	業務設備)建物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000001531231004-00	庁舎ブロック塀	51010203	業務設備)構築物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000001531261003-00	耐火金庫	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002061261001-00	事務所職員用椅子	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002071231003-00	庁舎用排水(側溝)設備	51010203	業務設備)構築物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002081261001-00	庁舎事務机等	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002131221099-00	庁舎給排水設備	51010202	業務設備)建物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002141261001-00	シュレッダー	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002191221001-00	庁舎敷地内舗装	51010203	業務設備)構築物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002191221002-00	庁舎消雪パイプ設備	51010203	業務設備)構築物	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002211191001-00	ガス水道マッピングシステム	51010110	供給設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002241181001-00	3号車(長岡480け2213)	51010109	供給設備)車両運搬具	0001	ガス水道局
ガス水道局	000002251181001-00	12号車(長岡480け9552)	51010109	供給設備)車両運搬具	0001	ガス水道局
ガス水道局	230500990000000-01	シュレッダー(ガス・水道・下水道1/3負担)	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	230500990000000-02	電話交換システム(ガス・水道・下水道1/3負担)	51010204	業務設備)機械装置	0001	ガス水道局
ガス水道局	230500990000000-03	マッピングシステムタブレット版(ガス・水道1/2負担)	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	301500100000000-01	18号車(長岡480た1543)	51010109	供給設備)車両運搬具	0001	ガス水道局
ガス水道局	302500100000000-01	1号車(長岡810さ1540)	51010109	供給設備)車両運搬具	0001	ガス水道局
ガス水道局	303500100000000-01	26号車(上越483い26)	51010109	供給設備)車両運搬具	0001	ガス水道局
ガス水道局	303500100000000-07	マッピングシステム用サーバ(ガス・水道・下水道1/3負担)	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	304500100000000-05	給湯暖房用熱源機(ガス・水道・下水道1/3負担)	51010204	業務設備)機械装置	1000	糸魚川区域
ガス水道局	305500100000000-01	タブレット版マッピングシステム	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	306500100000000-01	設計積算システム用サーバー	51010206	業務設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
ガス水道局	306500100000000-02	ガス水道局庁舎ガス暖房専用熱源機	51010204	業務設備)機械装置	0001	ガス水道局
青海	000002182311001-00	青海事務所庁舎利用権	51020102	その他無形固定資産	0001	ガス水道局
青海	000002211191003-00	ガス水道マッピングシステム	51010110	供給設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
青海	000005934800001-00	電話加入権	51020101	電話加入権	0001	ガス水道局
青海	000005940400001-00	平成4年度 電話加入権	51020101	電話加入権	0001	ガス水道局
能生	000002211191002-00	ガス水道マッピングシステム	51010110	供給設備)工具、器具及び備品	0001	ガス水道局
能生	303500100000000-02	17号車(上越800さ216)	51010109	供給設備)車両運搬具	2000	能生区域